

## NEWS LETTER

2020 3月号

新型コロナウイルスが猛威を振るっております。外出する人が減り、街並みもなんだか寂しげに感じます。手洗いの徹底、人込みを避ける等の日々できる対策を行っていきながら、少しでも早く沈静化することを願います。

掲載内容に関しましてご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問合せ下さい。

〒856-0828 長崎県大村市杭出津三丁目395番地7  
司法書士・土地家屋調査士・行政書士平野旅人総合事務所

代表 平野 旅人

電話0957-46-6133 FAX0957-46-6134

メール:nrn14982@nifty.com

# ●民法の改正①～保証

前号では民法改正の中でも相続法に関連する部分をご説明しましたが、今回はその他の部分をご説明していきます。

今回の民法改正の中でも主なポイントは次のとおりです。

まず、第一に保証に関してです。保証人は主債務者が債務の支払いをしない場合に、代わって支払いをする義務があります。

今回、「個人根保証契約の極度額のルール」が設けられました。改正法では、個人による根保証契約一般については、貸金等債務が主たる債務に含まれる根保証に限らず、全て極度額を定めなければ無効となります。すなわち。賃貸借契約における根保証や身元保証契約における根保証等についても極度額の設定が必要です。

次に、事業のために貸金等を主たる債務とする場合、公正証書による保証意思の確認が必要となります。これは、保証人となろうとする者（個人の場合に限られます）が、契約の締結に先立ち、公正証書により、根保証債務を履行する意思表示を表示しなければ、効力を生じないこととされました。ただし、その個人が主たる債務者である法人の理事、取締役、執行役や総株主の議決権の過半数を保有する株主、主たる債務者と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者等である場合には適用されません。

次に保証人に対する情報提供義務です。保証人をつける契約の際には、主債務者から保証人に主債務者の財産状況等を情報提供することが義務付けられました。

また、保証人が請求したとき、債権者は遅滞なく、主たる債務の元本、利息、損害賠償、その他主たる債務のすべての債務につき、不履行の有無、残額等通知する必要があります。更に、債務者が期限の利益を喪失したとき、債権者は、期限の利益の喪失を知った時から2か月以内に保証人に通知する義務があります。

更に、連帯保証人について生じた事由の効力について改正がなされ、履行の請求、免除、時効の完成については、主たる債務者に対して効力が生じないこととされました。そのため、連帯保証人に裁判上の請求をしても、主たる債務者の時効の完成猶予の効果は発生しません。



## ●民法の改正②～消滅時効

次に時効に関する規定です。消滅時効とは一定の期間、その権利を行使しないと、その権利が消滅して請求をすることができなくなる制度です。飲食店のツケは1年、過払い金の返還は10年等という話は聞いたことがあるかもしれません。今回の改正は、この時効の制度が統一化されたことがポイントです。これまでの現行法では、権利を行使することができる時から10年と原則的に定めており、例外的に飲み屋のツケが1年、工事の請負代金が3年、商取引によって生じた債権は5年などと職業や取引内容によって個別に時効の期間が定められていました。

改正法では、権利を行使することができることを知った時から**5年間**行使しないとき、または、権利を行使することができる時から10年間行使しないときのいずれか早く到達するときに時効によって消滅すると改められることになりました。

これに伴い、現行民法170条以下で定められていた取引別に定められていた短期消滅時効、商法522条に定められていた商事消滅時効が廃止されることとなり、消滅時効制度の時効期間と起算点の原則的な考え方が統一されることになりました。

ただし例外があります、不法行為、生命・身体の侵害による損害賠償請求権についてです。現行は、不法行為に基づく損害賠償請求権について、損害及び加害者を知った時から3年間行使をしないときは、時効によって消滅する、不法行為の時から20年を経過したときも同様とする、と規定されています。

改正法については、原則的な不法行為に基づく損害賠償請求権についての時効期間、起算点には変更はありませんが、**生命・身体の侵害による損害賠償請求権は、生命身体が保護する必要性の高い権利であることから、財産権等の侵害などによる他の損害賠償請求権とは異なる取扱いをすることとし、特例として、損害及び加害者を知った時から5年間行使しないときは時効によって消滅すると改められ、時効期間が延長されることになりました。**

また、生命・身体の侵害による損害賠償請求権を債務不履行に基づき行使する場合においても、権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、または、権利を行使することができる時から20年間行使しないときのいずれか早く到達するときに時効によって消滅すると改められることになりました。

その結果、生命・身体の侵害による損害賠償請求権は、不法行為に基づく場合においても、債務不履行に基づく場合においても時効期間が一致することになりました。

## ● ミニ情報

### 民法改正③～契約不適合責任

改正民法では、現行民法の瑕疵担保責任は廃止され、目的物が契約内容から乖離していることに対する責任(契約不適合責任)が新たに規定されました。このことから、目的物が適合すべき「契約の内容」を明確にすることが有用であり、契約上要求される数量、種類、品質等を明確にすることが重要と考えられます。

これまで以上に契約書に記載する内容が重要であり、契約書に表記することが困難な場合には、別紙仕様書によるという形で定めることも考えられます。

改正民法では、引き渡された目的物が契約内容に適合しない場合、買主は、売主に対し、履行の追完を請求することができる一方で、売主は、買主に不相当な負担を課さない場合には、買主が請求した方法とは異なる方法での履行の追完(目的物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡し)をすることができるとされています。買主としては、自らが求めた方法とは違う方法で勝手に追完をされても困ることがありえます。例えば、買主は代替品を要求しているのに、売主が補修を選択してきたような場合があります。そこで、契約書において、「買主の指定した方法による追完」と定め、売主による履行の追完方法の選択権をあらかじめ排除する等といった対応が考えられます。

### 民法改正④～法定利率

利息は当事者同士が契約書等で自由に設定することもできますが、別段の意思表示がないときの利率(法定利率といいます。)は、現在の民法では年5%、さらに商行為については商法で年6%と定められています。しかし、年5～6%というのは市中金利に比べて高率であることが以前から指摘されており、今回の民法の改正により、法定利率も改められることとなりました。

改正民法では、法定利率を一律年3%に引き下げ、3年ごとに見直す変動制を導入するとともに、見直す際のルールを予め定めることとしました。また、債権の存続中に法定利率が変動しても、適用される利率は変動しないものとなりました。

法定利率の変更により、企業の債権管理や債権者及び債務者の債務不履行のへ対応など実務に影響を与えることが考えられます。



## ● コラム?...

早いものでもう3月ですね。

今回は映画ネタです！

「フォードvsフェラーリ」見ましたか？

1966年のル・マン24時間耐久レースで絶対王者フェラーリに挑んだフォードの男たちを描いたドラマです。

フォード社から依頼を受けた、元レーサーでカーデザイナーのマット・デイモン演じるキャロル・シェルビーと、フェラーリ社に勝つため、クリスチャン・ベール演じる破天荒なイギリス人レーサーのケン・マイルズとが力を合わせて数々の困難を乗り越えて、ル・マン24時間耐久レースに挑みます。

マット・デイモン、とにかく格好いいですね。

クリスチャン・ベール、しぶい、この映画のために相当の減量をしたそうです。

もう上映は終わったようですが、DVDが出れば要チェックです！

コロナウイルスによる景気の後退が心配ですね……

早く沈静化することをただただ願うばかりです。

ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。



# ● 事務所紹介

## 事務所の概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

〔平野旅人総合事務所〕

(司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士、海事代理士)

住所:長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL:0957-46-6133 FAX:0957-46-6134

フリーダイヤル:0120-786-712 メール:nrn14982@nifty.com

## 主な取扱業務

- ①不動産の売買による所有権移転登記
- ②不動産への住宅ローン等の担保権設定登記
- ③不動産の贈与、その他の原因による所有権移転登記
- ④住宅ローン完済による担保権抹消登記
- ⑤建物新築時の建物表題登記
- ⑥建物の増築、物置等の建築による建物表題変更登記
- ⑦建物の取壊しによる建物滅失登記
- ⑧地目の変更、合筆登記
- ⑧不動産売買契約書、賃貸借契約書等の各種契約書作成
- ⑩農地法の許可申請(農地以外への転用申請に必要な設計図面作成は含みません)
- ⑪太陽光発電設備設置等に伴う動産譲渡登記、債権譲渡登記
- ⑫相続手続に必要な戸籍等の収集、遺産分割協議書等の作成
- ⑬相続による不動産の名義変更、預貯金等の名義変更
- ⑭遺言書の作成サポート
- ⑮相続放棄手続に必要な書類作成、書類取得
- ⑮会社、法人の設立、役員変更、本店移転、増資等による変更
- ⑰離婚調停、訴状等の裁判所関係書類作成、簡易裁判所における訴訟代理
- ⑱成年後見、任意後見等の書類作成、後見人等への就任

